

科目名	担当者名	配当	期	単位
憲法Ⅲ	日笠完治	1必	後期	2

### ■講義内容■

「憲法Ⅲ」では、憲法訴訟の授業をする。憲法訴訟論は、「憲法Ⅰ」の憲法原理と統治機構論、「憲法Ⅱ」の基本的人権論と合わせて、憲法学の全体を構成する科目と捉えてほしい。憲法Ⅲでは、憲法Ⅰ（統治機構論）および憲法Ⅱ（基本的人権論）で、憲法訴訟の観点から詳しく触れる事の出来なかった点を再度取り上げつつ授業する。

この科目で扱う憲法訴訟論は、2年次の憲法特別演習への架橋科目となる。

### ■シラバス■

#### <科目のねらい>

統治機構および基本的人権という憲法学領域を理論的に学ぶだけでなく、その理論的な成果を実践的に活用するためには、憲法訴訟についての理解が必要不可欠である。憲法訴訟についての理論的な理解を前提にして初めて、現実に発生する憲法問題に実務的に如何に取り掛かるべきかという地平が開けてくる。

この現実に発生する憲法問題を、訴訟構造の中でどのように扱うべきか、議論を交わしつつ法曹としての思考方法を体得することを目的としている。

1週間前に授業範囲を指定して、各自の予習を促す。と同時に、授業で質疑応答する権利と義務を有する学生を毎回4名指名する。

授業は、主として、上述の4名への質問で進めていく。また、質問課題によっては、担当していない学生の発言を促すことにする。

#### <科目の内容>

授業は、戸松秀典『憲法訴訟』の構成に基本的に従って進めていく事にしたい。

- 第1回 憲法訴訟制度論
- 第2回 司法権と裁判所
- 第3回 司法審査制度
- 第4回 憲法訴訟手続論
- 第5回 訴え提起の要件
- 第6回 裁判過程における要件
- 第7回 憲法訴訟提起の方法
- 第8回 憲法訴訟実体論
- 第9回 憲法判断の方法
- 第10回 司法審査の基準
- 第11回 憲法裁判の方法
- 第12回 憲法訴訟機能論
- 第13回 憲法裁判の効果
- 第14回 司法積極主義と司法消極主義
- 第15回 定期試験

#### <教科書>

戸松秀典『憲法訴訟 [第2版]』（有斐閣、2008年）

#### <参考書等>

授業中に指示する